

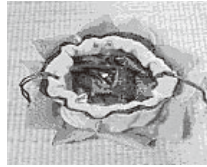
社会福祉協議会

☎958-2315 FAX958-3853
Eメール hasyakyo@alpha.ocn.ne.jp

社協の住民会費にご協力をお願いします

第11回手芸ボランティア「手づくり」による手芸教室

- 【内容】桜の小袋
- 【日時】3月31日(水) 13:00~16:00(受付12:30~)
- 【場所】保健センター4階大会議室 *前回と場所が変更になっております。
- 【人数】30人(抽選)
- 【応募方法】往復はがきにて受付 *氏名、住所、電話番号、年齢、これまでの出席回数を明記の上、社会福祉協議会までお申込みください。
- 【申込期間】3月10日(水) 消印有効
- 【対象】60歳以上の羽曳野市在住の方
- 【準備物】裁縫道具
- 【参加費】400円(材料費)
- 【申込み】羽曳野市社会福祉協議会
〒583-8585 羽曳野市菅田4-1-1 ☎958-2315



善意のご寄付ありがとうございます

(平成22年1月) (敬称略)

匿名	¥2,000
羽曳野遊技業組合	¥200,000
浅田 照次	¥20,000
西野 弘一	¥2,000
服部 品子	¥3,000
四ツ葉のクローバーの皆様	¥2,000
羽曳野市環境衛生事業協同組合	¥30,000
川西 真由美	インスタみそ汁 多数

◆愛の献血にご協力を

- 3月12日(金) ミートプラザ
- 3月23日(火) 道の駅しらとりの郷・羽曳野 (羽曳が主婦会の会共催)
- 3月31日(水) 万代河原城店 (丹比河原城婦人会共催)
- 10:00~12:00・13:00~16:30
- 血液センターからの申し出により400ml献血限定での受付になります。(18歳以上、体重50kg以上の方)
- ※本人確認のため、受付時に身分証明書(免許証・保険証など)の提示をお願いする場合があります。

◆子育てサロン「こまがたに」スタート

- 駒ヶ谷校区でも子育てサロンを開催することになりました。
多くの方の参加をお待ちしています。
- 日時 3月17日(水) 10:00~11:30
 - 場所 駒ヶ谷西公民館(杜本神社横)
 - 対象者 0歳~3歳児未満の親子(兄弟可)
 - 主催 駒ヶ谷校区福祉委員会
 - 問合せ 社会福祉協議会☎958-2315

◆「一緒に遊ぼう」

- 3月の一緒に遊ぼうはお休みします。
問合せ ベビーハウス社協☎930-0240

「たかなん」子育てサロン 日程変更のお知らせ

『社協だより』10月号に3月25日(木)開催予定になっておりましたが、3月4日(木)に変更します。

こちら 羽曳野けいさつ署

菅田4-2-1 ☎952-1234
<http://www.hfankyo.or.jp>

痴漢等に注意!!

現状 電車の中で体を触ったり下半身を押しつけたりするなどの痴漢行為をはじめ、駅やエスカレーターでは、デジカメや携帯電話による盗撮も多数発生しています。また、エレベーターの中で体を触ったり、人気のない道で下半身を見せるなど、若い女性を狙った犯罪が、後を絶ちません。

- 対策**
- ◇女性専用車両を利用したり、混雑した車両は避ける。
 - ◇電車の出入り口付近を避け、座席中央付近の前に立つ。
 - ◇防犯ブザーを見えるように手に持っておく。
 - ◇知らない男性と二人きりでエレベーターに乗らない。
 - ◇不審者がエレベーターに乗ってきたら迷わず降りる。

- 対処法**
- ◇「やめてください」と大声を出すか防犯ブザーを鳴らす。
 - ◇犯人の顔をにらみつけたり、携帯カメラで写真を撮る。
 - ◇危険を感じたら、犯人の足を踏みつけて素早く逃げる。

ストーカーに注意!!

現状 ストーカーの相談件数は年々増加傾向にあります。その多くは恋愛感情、怨恨感情、一方的な行為によるものであり、出会い系サイトで知り合っただけでつきまとられるケースもあります。現在はストーカー規制法に基づき、口頭注意、警告、検挙などの措置がとられています。

- 対策**
- ◇誠意を持って交際する。
 - ◇いわゆる二股はトラブルの原因に。
 - ◇別れたいときは、はっきりと交際拒否の意思表示をする。
 - ◇わいせつな写真撮影など後々自分の弱みになる事実を作らない。
 - ◇出会い系サイトでは気軽に個人情報を書かない。
 - ◇個人情報を書いてある郵便物や書類は細かく破って処分する。

- 対処法**
- ◇ストーカー行為を受けたときは、すぐに警察に相談する。
 - ◇ストーカーからの要求には毅然な態度で拒否する。
 - ◇電話やメールの内容は、必ず記録して残しておく。

悪質商法に注意!!

現状 繁華街の道路上などで、学生やOLなどの若年層を狙ってアンケートと称して近づき、商品やサービスを強引に契約させる「キャッチセールス商法」、商品やサービスの販売であることを意図的に隠して喫茶店等に呼び出したうえ、長時間にわたって強引な説得を行い商品やサービスを契約させようとする「アポイントメント商法」など、次々と新たな手口で巧妙に近づいてくる悪質商法が後を絶ちません。

- 対策**
- ◇玄関を開けないでインターホンで対応する。
 - ◇ひとりで判断しないで家族・知人・相談機関に相談する。
 - ◇悪質業者は言葉巧みに契約を迫ります。あいまいな返事をせず、きっぱり、はっきりと断る。
 - ※「訪問販売お断り」のステッカーを貼るだけでは断ったことになりません。

- 対処法**
- ◇クーリング・オフの活用
 - ※クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など商品等の購入契約をしたあとでも、一定期間内の手続きにより、解約することができる制度です。